

手 数 料 表

1、求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス（職業紹介サービス）

成功報酬

（期間の定めのない雇用契約の紹介の場合）

当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定者や労働条件通知書等に記載されている額）の50%

（期間の定めのある雇用契約の紹介の場合）

当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用契約が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定者や労働条件通知書等に記載されている額）の50%

手数料負担者は求人者とします。

2、求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス（職業紹介の付加サービス）

成功報酬

当該求職者の就職後の1年間に支払われる賃金（内定者や労働条件通知書等に記載されている額）の50%

手数料負担者は求人者とします。

3、特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索

着手金 50,000 円

成功報酬

（期間の定めのない雇用契約の紹介の場合）

当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定者や労働条件通知書等に記載されている額）の50%

（期間の定めのある雇用契約の紹介の場合）

当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間は1年を超える場合は最大1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定者や労働条件通知書等に記載されている額）の50%

手数料負担者は求人者とします。

4、就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言

着手金 50,000 円

相談・助言終了時 0 円

成功報酬 0 円

手数料負担者は関係雇用主とします。

5、求人受理後。求人者に求職者を紹介するサービス（職業紹介サービス）

成功報酬

（期間の定めのない雇用契約の紹介の場合）

職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定者や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%

（期間の定めのある雇用契約の紹介の場合）

職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）支払われる賃金（内定者や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%

手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 27-ユ-303608

事業所の名称及び所在地

株式会社パワーブランディング

大阪府大阪市中央区平野町 2-2-9 ビル皿井 402